

令和6年度補正予算 消費者の行動変容等による家庭系食品ロスの削減推進モデル事業 二次公募要領

1. はじめに

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）（以下「食品ロス削減推進法」という。）では、食品ロスの削減は、食料の多くを輸入に依存する我が国にとって真摯に取り組むべき課題であり、国民各層がそれぞれの立場において主体的に取り組むことが重要とされている。家庭系食品ロスは「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）において、2030年度までに2000年度比で半減（2030年度を待たずに早期達成）、事業系食品ロスは食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月閣議決定）（以下「食品リサイクル法基本方針」という。）において、2030年度までに2000年度比で60%削減するとの目標がそれぞれ掲げられおり、家庭系食品ロスについては、削減目標まであと20万トンとなっている。

令和5年12月には、2030年度までの食品ロス削減目標の着実な達成に万全を期すため、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」（以下「施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。施策パッケージには、家庭系食品ロス削減目標の達成に向けては、食品ロスの発生・削減の状況をより迅速・的確に把握し、その発生要因に応じた効果的な削減策を推進すること等が盛り込まれている。

さらに、令和7年度の食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の見直しを踏まえ、食品ロス削減の更なる促進策を講じていく必要がある。

本モデル事業は、上記を踏まえ、家庭系の食品ロス削減に効果があると思われる地方公共団体や事業者等の取組を支援し、その成果を広く発信することを通して、家庭系食品ロス削減目標の早期に達成することを目的とする。

2. 対象事業

（1）事業の内容

モデル事業実施者は、以下の部門に関するモデル事業の計画を立案の上、環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者（以下「事務局請負事業者」という。）と連携し、事業計画に基づき事業を実施する。

※本モデル事業期間内に必ず事業計画に基づく事業を実施（実証・試行も可）し、提案した事業の実践から得られた知見等を取りまとめること。

※事業の実施（実証・試行も可）を伴わず、事業実施前の調査・検討のみを前提とした事業計画は応募対象外とする。

※すでに事業を実施している者が更なる取組拡大を目指す事業計画又は過年度の環境省モデル事業を活用し実施した事業と関連性がある事業計画は、すでに実施している事業と比較して検討が進展した部分や位置づけの差異等を明確にすること。なお、同一事業の継続と判断された場合には先導的なモデルと見なされず採択されないので注意すること。

※モデル事業終了後も引き続き実施されることが見込まれるもの、更なる発展や他の地域・団体等への展開・波及が期待されるものを高く評価する。

※事業実施の前に、環境省で開催する検討会を経て、環境省と事業計画内容の事前調整を図る場合がある。

※備品購入や施設整備を伴わないものとする。(モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可)

家庭系食品ロス削減に関するモデル事業

1) 事業内容

本モデル事業は、一般家庭から排出される食品ロス削減を実現するモデルを創出する。

具体的には、本モデル事業期間内に必ず食品ロス削減を(期間限定であっても)達成し、家庭系食品ロス削減に係る課題整理、取組の実施に伴う効果検証(導入前後の食品ロス等の発生量の比較等の定量的な検証等)、事業継続に向けたスキーム検討、普及啓発資材の活用、関係主体との連携・調整等に対し、その費用の支援及び技術的支援を行うものである。

なお、モデル実施事業者には、令和6年度に環境省が作成した「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を送付する。事業実施に当たっては、令和7年度中に見直しを予定する本手引きを参照するものとし、環境省及び事務局請負事業者はモデル実施事業者に対し、必要に応じたヒアリングを実施する。

<具体的なテーマ例>

① ごみ分別アプリを活用した食品ロス削減に関する情報発信(冷蔵庫整理等)

自治体に広く導入されるごみ分別アプリの情報発信機能やプッシュ通知等により、食品ロス削減に向けた行動のうち「タイムリーな介入が効果的と考えられるメッセージ(定期的な冷蔵庫整理等)」と「使い切り・食べ切り」を促し、介入効果を測定する。

② 健康の増進に着目した適量調理や適量配膳の訴求

食べ残し削減のための工夫である「適量調理」や「適量配膳」は、食べ過ぎ防止等により健康増進に役立つ側面もある。料理レシピアプリ・サイト、ワークショップ等により適量調理や適量配膳の普及促進を図り、あわせて健康増進のメッセージを訴求することによる効果を測定する。

③ 家庭から出る余剰食品(自家栽培野菜等)の寄附の促進

市町村が媒介となって地域の市民農園と近隣の食支援団体(こども食堂等)をマッチングし、

市民農園にて不定期に発生する余剰野菜の寄附活用や家庭内の余剰食品を寄附するフードドライブの取組を促進する。マッチングに向けた調整や運搬方法等の諸課題に対する対応を整理することで、他市町村にとって参考となるモデルケースを創出する。

④ 食材購入履歴の見える化による買い物行動の最適化

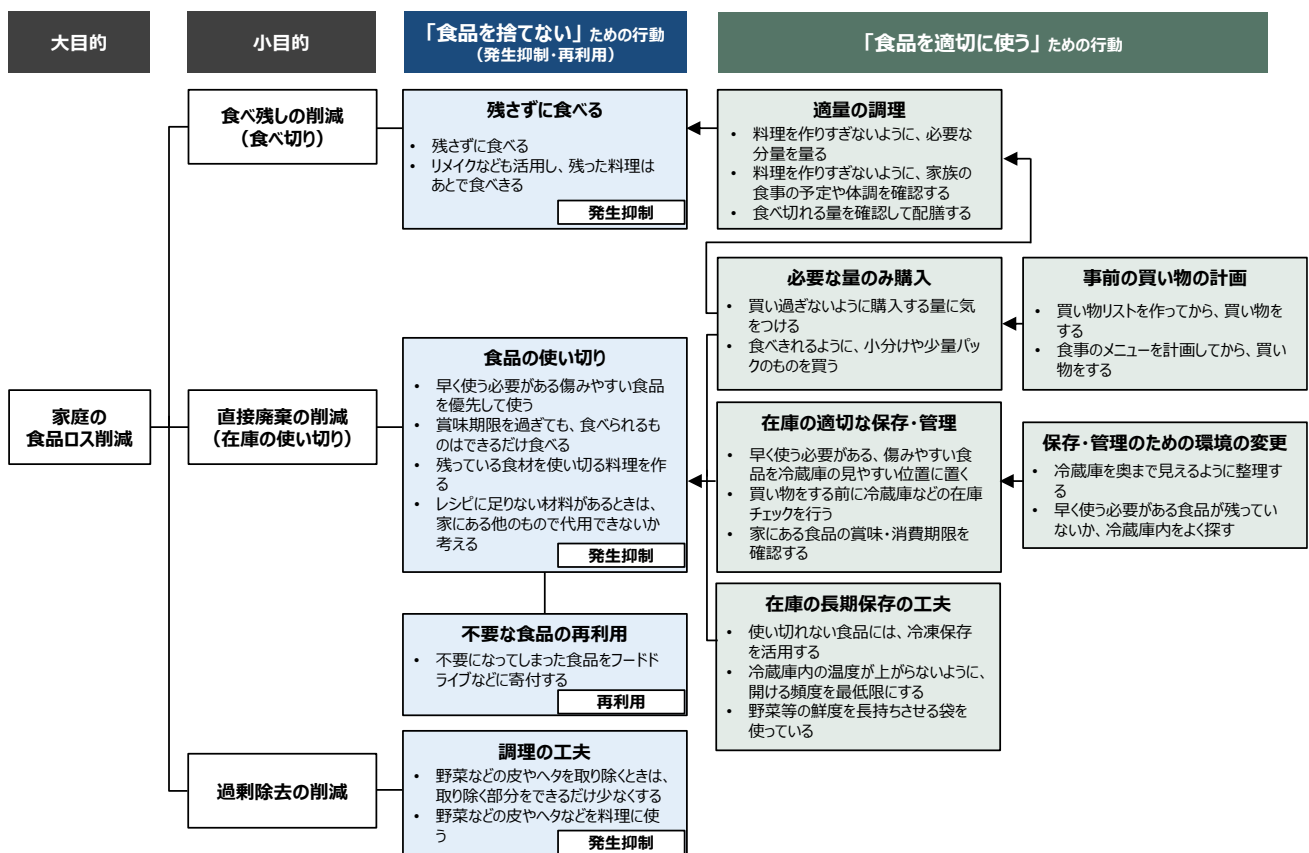
電子レシート情報等をもとに、食材購入履歴をスマホアプリ等で確認、自宅にストックされている食材の種類や量を把握・類推できるようにする。店舗での食材購入時にアプリで履歴を確認することで“必要なもの”を“必要な量”だけ入手。家庭での食品ロス削減、支出抑制（節約）効果を実証する。

⑤ 食品小売店での量り売り・ばら売りによる買い物行動の最適化

食品小売店での青果物等の販売時に、量り売り・ばら売りをを行い、消費者が“必要なもの”を“必要な量”だけを購入できるよう行動変容を促す。小ロット・小分け販売と同様の考え方で、適切な食材調達を支援し、家庭系食品ロス削減と節約効果を実証する。

※上記テーマはあくまで一例であり、事業規模の大小を問わず、地域の実情に応じた多様な提案が対象事業となりうる。

(参考)「食品を捨てない」ための行動と「食品を適切に使う」ための行動例



2) 事業実施者

申請者は地方公共団体や事業者等を原則とする。ただし、複数の地方公共団体や事業者等が共同で提案することを妨げない。

(3) 事業の採択件数・支援額

本事業では、一次公募と合わせ、支援総額を 5,000 万円（税込）とし、総額内で 10 件程度の採択を予定する。

事業実施に係る実費の一部を自己負担とする計画も認めており、添付資料 2（申請書）には申請事業に係る総額・支援希望額・自己負担額を明記すること。

なお、実際の支援額は、環境省及び事務局請負業者が検討し、採択事業の支援総額や事業計画の熟度・実現可能性や具体性等に応じて減額される場合がある。そのため、実際の支援額は、申請者の申請額と必ずしも一致するものではない。

(4) 支援対象経費

本モデル事業では、申請者の事業計画に即して、環境省及び事務局請負事業者が技術的支援（例えば食品ロス削減効果、温室効果ガス等の環境負荷低減効果等の調査・推計、事業の継続性の確保、他の地域・団体等への展開・波及等に関する助言等）を行う（モデル事業期間中 3 回程度の打合せを想定）とともに、事業実施に係る実費の全額又は一部を支援する。

実費の支援に関しては、具体的には、下記に該当する費用のうちモデル事業の実施に必要と認められ、かつモデル事業期間内に発生する経費を、事務局請負事業者から支払うものとする。本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。

- ・ 会議・調整の費用（例：会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・ 広報・PR の費用（例：ポスター、パンフレット等の作成・配布費用）
- ・ 調査・検討・分析の費用（例：アンケート調査の実施費用）
- ・ 連携する事業者等への委託費（人件費等）
- ・ 機械器具等のリース・レンタル費用（例：リサイクル設備導入（リース）等）
- ・ その他モデル事業の実施に必要と認められる経費（例：容器の製造・購入費、アプリの導入経費等）

※備品購入や施設整備（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可とする）等、事業終了後に財産となるような支出、単価が 5 万円を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号））に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

（５）事業の実施期間

選定結果の通知後から令和８年１月３０日（金）まで

（６）事業の成果報告

事業の成果を報告書として取りまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項は、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、今後の検討課題、事業終了後の継続方針、他の地域・団体等への展開・波及のポイント等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者と協議の上決定するものとする。

また、モデル事業期間中は、事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び事務局請負事業者に定期的に報告すること（頻度は毎月１回程度を想定、フォーマットは環境省及び事務局請負事業者より提供）。

３．応募方法等

（１）応募方法

添付資料２の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記（３）の応募先まで電子メールで提出すること。

（２）公募期間

令和７年４月１８日（金）１６：００から同年５月２３日（金）１８：００まで（必着）

（３）応募先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

食品ロス・食品リサイクル担当

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関１－２－２

Email：hairi-recycle@env.go.jp

（４）問合せ先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

食品ロス・食品リサイクル担当（小田戸・常任）

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関１－２－２

Email：hairi-recycle@env.go.jp

※可能な限り Email で問い合わせること。

TEL：03-6205-4946

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象事業は、事務局請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした審査委員会において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 選定基準

モデル事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業の有効性

- ・家庭食品ロス削減に資するものか
- ・期待される効果と事業費との妥当性

※ここでの効果とは、モデル事業の実施による直接的な効果を意味し、モデル事業による食品ロス削減量、事業に参加した住民数・対象店舗数等を想定する。

(イ) 事業の継続性・発展性・波及性

- ・モデル事業終了後も引き続き実施されることが見込まれるものか
- ・モデル事業の更なる発展や他の地域・団体等への展開・波及が見込まれるか
- ・普及啓発も含め期待される効果は大きいのか

※ここでの効果とは、モデル事業終了後の展開・波及が期待されることを意味し、他の地域・団体等への展開・波及の可能性や事業の汎用性、普及啓発の対象となった住民数・対象店舗等を想定する。

(ウ) 事業の新規性・先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組か

※ここでの先進性とは、デジタル技術や IoT 製品の開発・活用など、技術面での先進性も含む。

(エ) 事業の具体性・実現可能性

- ・事業計画（スケジュール等）が適切であり、具体的に記載されているか
- ・事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか
- ・事業の効果検証（定量的・定性的な効果のいずれも）や課題整理の方法が適切であり、具体的に記載されているか
- ・事業成果の取りまとめ、環境省及び事務局請負事業者との連携・連絡調整等に対応し得る事業推進体制が整えられているか
- ・関連主体（事業者、NPO 等）との円滑な協力や連携が図られているか（又はモデル事業内で協力や連携を図ることが具体的に計画されているか）

(3) 選定結果

選定結果は、令和7年6～7月頃を目処に申請者へ文書等により通知する。(なお、通知時期は前後する場合がある。)

5. その他（注意事項等）

- ① 採択された場合は、モデル事業実施者として、環境省及び事務局請負事業者と連携し、事業内容の詳細を打ち合わせた上で事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、事務局請負事業者の案内に従って提出すること。
- ② 事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合がある。併せて、本モデル事業の実施に当たり有識者等から助言を得るため、環境省で開催する検討会（令和7年度内に2回程度、場所は東京23区内又はオンラインを予定）への出席、同検討会の資料作成、事業内容の説明等が別途求められる場合がある。
- ③ 事業の進捗状況、環境省への報告内容等から事業計画に基づく事業実施が困難と認められる事業については、採択が取消しとなり、事業実施者に対し支援対象経費が支払われない場合や、支援対象経費の返還が求められる場合がある。
- ④ 本事業の目的がその成果を広く発信することを通して他の地域・団体等への展開・波及を図るものであることを踏まえ、申請者は、モデル事業終了後も含め、本事業の成果を地域内外に積極的に発信し、他の地域・団体等への展開・波及に努めること。
- ⑤ モデル事業終了後、事業成果のフォローアップ（モデル事業終了後の取組状況や、他の地域・団体等への展開・波及状況の確認）等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

（以上）